

山口市障がい福祉課

山口市障がい者基幹相談支援センター

どんなところ？

障がいに関する総合相談窓口を開設しているほか、障がい者基幹相談支援センターも設置しており、障がい児者の支援に関する業務を行っています。

どんな人が対象？

すべての障がい者(身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい)

どんなことをしているの？

障害手帳の申請交付(身体障がい、知的障がい、精神障がい)

自立支援医療の申請受付(更生医療、精神通院医療)

障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスの申請支給決定

地域生活支援事業の申請支給決定(日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービス)

日常生活用具、補装具費の申請交付

障害手帳制度に基づく各種サービスの受付

総合相談・専門相談

子育て応援広場「子ども発達相談会」

開設時間

8:30～17:15(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)

料金

無料

スタッフ

保健師、社会福祉士、相談支援専門員、事務職員

申し込み方法

山口市役所山口総合支所

福祉総合相談窓口

(20番の窓口)

所在地・交通案内

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

列車 JR山口駅から、徒歩20分

バス 市民会館前バス停から、徒歩5分

市役所前バス停から、徒歩5分

(JRバス、防長バス)

自家用車 市役所前庭駐車場(無料)

ひとことPR

福祉総合相談窓口を設置し、障がいに関するご相談を受け付けています。なお、総合支所の総合サービス課で申請の取次ぎを行うほか、一部の地域交流センターでも申請の受付を行っています。

問い合わせ先

電話 障がい者支援担当

TEL 083-934-2794

基幹相談支援センター・相談支援担当

TEL 083-934-2988

FAX 083-934-4142

子育て応援広場「子ども発達相談会」

どんなところ？

市障がい福祉課が開催する、子どもの発達に関する相談会です。子どもの発達や子育てに関わる地域の専門職が相談に応じ、お子さんの発達に関する心配事やお子さんとの関わり方について一緒に考えていきます。

どんな人が対象？

子どもの発達に不安のある保護者の方

どんなことをしているの？

子どもの発達についての不安や関わり方等、保護者の方の相談に専門の職員が個別に対応します。

日程・会場

日程：年 10 回 9:30～11:30

会場：やまぐち子育て福祉総合センターまたは山口市小郡保健福祉センター

スタッフ：言語聴覚士、臨床発達心理士、臨床心理士、保育士、保健師等

料金

無料

申し込み方法

・予約制です。市保健センターの保健師を通じてお申し込みください。

所在地・交通案内

・やまぐち子育て福祉総合センター
⇒P7参照

・山口市小郡保健福祉センター
⇒P8参照

ひとことPR

それぞれの子どもさんの個性や特徴に合った接し方、必要なサポートの方法を保護者の方と一緒に考えていきます。

お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市障がい福祉課 相談支援担当

TEL:083-934-2988

/FAX:083-934-4142